

千葉市条例第 号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 令和2年7月1日から同月31日までの間において支給する議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

～～

議 案 説 明

新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業の財源に活用することを目的に、議員報酬について減額措置を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。